

平成24年9月 川棚町議会定例会会議録 (第2日目)

平成24年9月12日水曜日 (午前10時開会)

出席議員 (16人)

1番	村井達己
2番	竹村一義
3番	福田徹
4番	堀田一徳
5番	三岳昇
6番	毛利喜信
7番	田崎一幸
8番	波戸勇則
9番	小谷龍一郎
10番	朝長敏
11番	小田成実
12番	田口一信
13番	森田宏
14番	久保田和惠
15番	山口隆
16番	初手安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	道 上 敬 二
書 記	小 林 修 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	琴 尾 繁
教 育 長	古 賀 信 雄
総 務 課 長	山 口 誠 実
企 画 財 政 課 長	山 口 栄 治
税 務 課 長	中 尾 剛
健 康 推 進 課 長	中 辻 徹
会 計 課 長	三 岳 昭
住 民 福 祉 課 長	住 吉 克 己
産 業 振 興 課 長	吉 永 文 典
建 設 課 長	水 谷 末 義
ダ ム 対 策 室 長	辻 孝 治
水 道 課 長	廣 田 洋 一
教 育 次 長	岬 常 春
行 政 係 長	大 川 豊 文

議事日程

- 日程第1 発議第1号 川棚町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 同意第2号 川棚町監査委員の選任について同意を求める件
- 日程第3 同意第3号 川棚町教育委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第4 同意第4号 川棚町教育委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第5 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第6 議案第34号 平成24年度川棚町一般会計補正予算（第2回）
- 日程第7 議案第35号 平成24年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第1回）
- 日程第8 議案第36号 平成24年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第1回）
- 日程第9 議案第37号 平成24年度川棚町介護保健事業特別会計補正予算（第
1回）
- 日程第10 議案第38号 平成24年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算
（第1回）
- 日程第11 議案第39号 平成24年度川棚町水道事業会計補正予算（第1回）
- 日程第12 議案第40号 川棚町暴力団排除条例の制定について
- 日程第13 請願第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願
- 日程第14 議員派遣の件

議 長 これから本日の会議を開きます。

議 長 日程第1、発議第1号「川棚町議会委員会条例の一部を改正する条例」を議題とします。趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 発議第1号、平成24年9月12日、川棚町議会議長、初手安幸様、提出者、議会運営委員長、三岳昇。

「川棚町議会委員会条例の一部を改正する条例」、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第190条の2第5項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

川棚町議会委員会条例の一部を改正する条例、昭和62年条例第17号の一部を次のように改正する。

第2条第1項中、企画財政課の次に「、国体推進室」を加える。これは本年3月定例会において、川棚町課室設置条例の一部改正が行われ、町長部局に国体推進室が設置されたことに伴い、委員会条例を改正するものです。なお、この条例は公布の日から施行すると致しております。また、次ページには新旧対照表を付けておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で、提案理由の説明を終わりますので、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い致します。

議 長 これから質疑を行います。

「な し」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「な し」の声あり

議 長 討論なしと認めます。

これから発議第1号「川棚町議会委員会条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって発議第1号「川棚町議会委員会条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議 長 次に、日程第2、同意第2号「川棚町監査委員の選任について同意を求める件」を議題とします。提出者の説明を求めます。

町 長 皆様、おはようございます。

同意第2号「監査委員の選任について同意を求める件」について、提案理由を説明致します。

本町の監査委員2名のうち、識見を有する者のうちから選任する監査委員の石橋勝典氏の任期が本年9月30日までとなっておりますので、その後任として議案に記載のとおり、堀池靖彦氏を選任したく、議会の同意をお願いするものであります。堀池氏は、議案に記載のとおり、川棚町中組郷1071番地にお住まいで、年齢は昭和20年5月7日生まれの67歳であります。同氏は昭和43年3月に同志社大学経済学部をご卒業になり、同年6月から長崎県信用保証協会に勤務され、以来、同協会の佐世保市所長、長崎本所の総務部長を歴任され、平成18年3月に定年退職されております。退職後も同協会、佐世保支所の常任相談役として平成21年3月まで就任をされておられます。

同氏の経歴を申し上げましたが、長年、信用保証協会に勤務され、中小企業者の相談、診断、情報提供や融資にかかるなど、中小企業の振興と発展に大きく寄与されてまいりました。また、企業の財務管理、経営管理などに従事されていることから、その感覚を行政運営における監査業務にもいかんなく発揮してくださるものと思っております。

地域住民からの信頼も厚く、人格、識見共に監査委員として適任と認め提案致しますので、ご審議の上、ご同意くださいますよう、よろしくお願い致します。以上でございます。

議 長 これから質疑を行います。

13番 森田 今、町長からですね、同意2号ということで提出されております。以下ですね、同意3号、4号にも関係しますから、ここで質疑を致します。

非常にですね、人事問題というのは組織にとって、もっとも大切な問題というのは良く分かります。しかしですね、私も十何年議会に在籍しておりますが、度々ですね、問題になるんです。それはですね、例えば今日の同意2、3、4号は今日出てきたんですね。議会は昨日から始まっております。私はですね、反対ありきとか、そういう議論をしているんじゃないんです。どうしてもですね、そういう疑念が起きやすいんじゃないかと、過去をさかのぼってみますとですね、この種の人事案件では、非常に曲折的な事案になっているということも私も知っております。そういうものを警戒されるのか、私はやっぱりですね、当初に出してやるべきじゃないかと思うんですよ。そういう意味でね、なぜ度々こういうことが起こっております。過去にはですね、会期初めに出たこともあるんです。そういう意味でちょっとお尋ねです。

町長 お答え致します。議案の提出時期についてのお尋ねでございますので、総務課長から答弁させます。

総務課長 ただいまの議案の提出の時期についてご質問がございました。確かに議案については、申し合わせで3日前に議員さんに配布しようというふうな申し合わせがございます。ただ、この人事案件につきましては、先に騒がれることを嫌がられると言いますか、そういったこともありますし、特に重要な重責を担われるような任命、選任についてはですね、そういったこともございまして、当日に配布をさせていただこうということで、今回、議案の配布をさせていただいたものでございます。ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

13番森田 一応、理解はしよるんですが、過去の事例ではですね、たぶんその過去の事例を参考にしながら、こういうことをやっておるんじゃないかというような憶測をしております。というのは、事前に配布したためにですね、議会内外で非常な交錯がおきましてね、教育長の案件を否決したという、議会の過去の実績があるわけですね。たまたまそれだとは申しません。しかし、そういうことを危惧するあまりじゃないかという気がしますので、私はですね、総務課長、今後のこともあるしね、議会はそんな非常識なことはしないと思うんですよ。ですからやはり私のみじゃなからうと思っておりますが、やはり事前に配布、内定しているんでしょうからね。議会が決定してから交渉するわけじゃないでしょう。おそらく本人に内示をいただいてやっておるわけですから、そのよう

にした方がいいんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

町長 お答えします。先程、総務課長の発言の中に、先に配布をしますと騒がれる恐れがあるというような発言をしましたが、これはちょっと適当ではありませんので、私の方から訂正をさせていただきたいと思います。

基本的には人事権は町長にその裁量権がありますので、そういったことでこれまで町長、提出者側を信頼してもらって当日提出をされているものと、このように理解を致しております。ただあの、議員がおっしゃったことも分かりますので、議案の提出時期については、今後、議会の方と議長あるいは議会運営委員長あたりと内部で協議させていただきまして、そして今後の取り扱いについては、どうしたら一番良いのかということで検討をすることにしたいと思います。以上でございます。

議長 他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「なし」の声あり

議長 討論なしと認めます。

これから同意第2号の採決を行います。この採決は起立によって行います。本件はこれに同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 全員起立です。したがって、同意第2号は同意することに決定を致しました。

議長 次に、日程第3、同意第3号「川棚町教育委員会委員の任命について同意を求める件」を議題とします。古賀教育長の退場を求めます。

(教育長退場)

議 長 提出者の説明を求めます。

町 長 同意第3号「教育委員会委員の任命について同意を求める件」について、提案理由を説明致します。

教育委員会委員につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で定められ、5人の委員をもって組織をするとなっております。川棚町教育委員で、現教育長の古賀信雄氏の任期が、本年9月30日までとなっていることから、引き続き同氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

古賀氏は議案に記載のとおり、川棚町中組郷1480番地1にお住まいで、年齢は昭和23年4月18日生まれの64歳であります。昭和46年3月に長崎大学教育学部を卒業され、同年4月から教諭として18年間、教頭として9年間勤務され、平成10年4月からは川棚町立石木小学校長、平成16年4月からは東彼杵町立東彼杵小学校長を歴任されております。その後、平成22年10月1日から教育長を努められ、これまでも熱心に教育行政に取り組んでいただいたところであります。これからも教育行政の経験や豊富な識見を活かし、その職務を果たしていただけるものと確信をしているところであります。人格が高潔で、住民の信頼も厚く、教育委員会委員として適任であると認めますので、ご提案申し上げるものであります。ご審議の上、ご同意くださいますよう、よろしく申し上げ提案理由の説明とさせていただきます。以上でございます。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認めます。

これから同意第3号の採決を行います。この採決は起立によって行います。本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 全員起立です。したがって同意第3号は同意することに決定しました。

議 長 ここで古賀教育長の入場を許します。

(教育長入場)

議 長 次に、同意第4号「教育委員会委員の任命について同意を求める件」を議題とします。提出者の説明を求めます。

町 長 同意第4号「教育委員会委員の任命について同意を求める件」について、提案理由を説明致します。

教育委員会委員につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で定められ、5人の委員をもって組織するとされております。川棚町の教育委員会委員で、現教育委員長の平田ちづる氏の任期が今年9月30日までとなっていることから、引き続き同氏を任命したく地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

平田氏は議案に記載しておりますとおり、川棚町百津郷364番地195にお住まいで、年齢は昭和30年4月3日生まれの57歳であります。同氏は、富山県滑川市のご出身で、昭和50年3月に山梨県立短期大学幼児教育学科をご卒業になり、同年4月から52年3月までの2年間、NHK富山放送局共済会に勤務されております。その後、一時東京都内に住まわれた後、平成4年10月に川棚町に転入されてこられました。転入後は川棚小学校PTA副会長、川棚高校PTA会長及び母の会の会長、副会長、川棚町子ども育成会連絡協議会副会長などを歴任され、子ども達の健全育成やPTA活動にも熱心に取り組んでこられました。また、平成19年8月から約1年間、川棚駅前周辺まちづくり研究会の委員として、さらにその後、楽しく笑ってまちづくりの会の会長として川棚町のまちづくりにも積極的に関わってきていただいております。

平成20年10月1日から教育委員会委員を努められ、平成22年10月1

日から教育委員会委員長を務められております。これまでも熱心に教育行政に取り組んでいただいております、今後も適切にその職務を果たしていただけるものと確信をしているところであります。住民からの信望も厚く、教育委員会委員として適任であると認めますので、提案申し上げるものであります。ご審議の上ご同意くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。以上でございます。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認めます。

これから同意第4号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** 全員起立です。したがって同意第4号は同意することに決定しました。

議 _____ **長** 次に、日程第5、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、山口隆議員の退場を求めます。

(山口隆議員退場)

議 _____ **長** 提案理由の説明を求めます。

町長 諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」の提案理由を説明致します。

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱することになっておりますが、市町村長は議会の意見を聞いて候補者を推薦することになっております。現在、本町には4人の方が人権擁護委員の委嘱を受けておられますが、そのうち山口輝子さんにつきましては、平成24年12月31日をもって任期満了となりますので、同氏の再任について議会の意見を求めるものであります。

山口さんは、石木郷181番地2にお住まいで、昭和21年8月15日生まれの66歳であります。山口さんは、昭和44年に長崎大学教育学部をご卒業後、神奈川県横浜市立潮田小学校の教諭として3年間勤務され、その後、本町幼稚園の教諭として33年間、一般行政職員として2年間勤務され、定年退職後は今日に至るまで町立川棚小学校のサポートティーチャーとして、本町の教育行政に関わっていただくなど、人権、識見共に人権擁護委員に適任と認め、候補者として推薦するものであります。なお、委員の任期は3年間となっております。

以上で、説明を終わりますが、推薦することについてのご決定をいただきますよう、よろしくお願い致します。以上でございます。

議長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありますか。

「なし」の声あり

議長 討論なしと認めます。

これから諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、原案のとおり可決されました。

ここで山口隆議員の入場を許します。

(山口隆議員入場)

議 長 次に、日程第6、議案第34号「平成24年度川棚町一般会計補正予算(第2回)」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第34号「平成24年度川棚町一般会計補正予算(第2回)」について、提案理由を説明致します。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,777万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を54億589万6千円にしようとするものであります。補正の主なものは、歳入につきましては前年度繰越金の確定による増額と、基金繰入金の減額であります。歳出におきましては、衆議院議員総選挙の経費、災害復旧費の経費の追加計上などであります。その他、詳細につきましては、企画財政課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い致します。

企画財政課長 それでは議案第34号「平成24年度川棚町一般会計補正予算(第2回)」の内容について説明をさせていただきます。

さっそくですが、事項別明細書の中から説明をさせていただきます。歳出の31ページ、32ページでございます。

2款、総務費から掲げておりまして、歳出につきましては軽微なもの、経常経費的なものは一部省略することとなることをまずもってお断りしておきたいと思っております。

2款1項4目、会計管理費、これにつきましてはコンビニ収納の事務手数料の決算見込みからの補正でございます。

財産管理費につきましては、東部コミュニティセンターの自動ドアセンサー、排水設備等の修繕を見込んでおります。

6目、企画費につきましては、ふるさと創生基金でございますが、他の基金

についても歳入と歳出同額の計上をしておりますので、ここで触れておきたいと思えます。

7目の情報通信基盤整備事業費につきましては、財源内訳の変更でございます。

9目、諸費につきましては、総代会の視察研修を消防費の方に振り替えております関係からの減額、ならびに地区掲示板等の補修工事と新設工事でございます。

11目、国体事業費、これにつきましては国体事業費50万円の増額でございます。競技力向上特別対策費として、町ホッケー協会へ補助を見込んで計上をしておるところでございます。

12目から13、16のそれぞれの基金については、利子の積み立て等でございます。

4項、選挙費でございます。14目、衆議院議員総選挙、これにつきましては、衆議院議員総選挙が年度内に見込まれることから準備を怠らないようにということで、予算措置をしておるところでございます。見込み計上でございます。

5項2目は、委託金の交付決定に伴う事業費調整等でございます。次のページに移ります。

3款1項1目、社会福祉総務費でございます。社会福祉総務費585万1千円の増額でございますが、前年度に受けました国、県の負担金補助金の精算返還金6件分が主なものでありまして、あとは在宅介護見舞金の増額計上となっております。次は、基金の積み立てでございます。説明欄ですね。4の地域福祉基金ですね。積み立てとなっております。

14、介護保健事業費は、今回、補正を行います介護保健事業費にかかる繰出金でございます。

2目、障害者福祉費、福祉医療費につきましては福祉医療費の事務所にかかる電算のシステム使用料の計上でございますが、法改正に対応したもので補正をすべきものとなっております。次は、基金の積み立てでございます。

次に、自立支援事業費につきましては、負担金補助及び交付金で、県の補助を受けまして新体系定着支援事業の増額となっております。事業所に補助するものがございます。あと、扶助費であります。筋ジスに係る

ものとして療養介護医療費の増額見込み計上であります。対象者の増加となっておりますところでございます。

3目、老人福祉費につきましては、緊急通報電話の2台分の設置対応分でございます。

2項1目、児童福祉総務費でございます。児童福祉総務費につきましても償還金利子及び割引料としまして、国、県の負担金補助金等の精算分の5件分、あとおむつ処理ごみ袋購入費の決算見込みからの必要額を計上しておりますところでございます。

放課後児童健全育成事業費につきましては、学童保育施設の修繕料でございます。

2目、3目につきましては、財源内訳の変更となっておりますところでございます。次のページに移りたいと思います。

4款1項1目、保健衛生総務費、これも県支出金の清算金でございます。環境衛生費につきましては、経常経費の必要額を計上しておりますところでございます。次のページに移らせていただきます。

5款1項3目、雇用創出費、スポーツ交流人口拡大確立支援事業費につきましては、県の10分の10の補助金を受けての、今現在実施しております分の事業費の業務量増加に伴う採択見込みがありますので、その分の計上となっておりますところでございます。

観光施設有害鳥獣対策事業費につきましても、県の補助を受けて10分の10の補助を受けて、観光協会へ委託する事業でございます。主なものと致しましては、くじゃく園、大崎キャンプ場にワイヤーメッシュの設置を致しまして、防護柵周辺的环境整備等も事業として組み込んでおりますところでございます。41ページ、42ページに移りたいと思います。

6款1項1目、農業委員会費については、軽微なものでございまして省略をさせていただきます。

2目、農業総務費、これにつきましては財源内訳の変更となっております。

3目、農業振興費につきましては、ハウスミカン部会等が実施しますハウスの天井ポリの導入費補助を単独事業として組んでおりましたが、この度、園芸ビジョン21に事業費が採択見込みとなりましたので、組み替えるための減額措置でございます。ハウスミカンの資材関係の補助でございます。

3、園芸ビジョン21対策事業費につきましては、先程の事業費が増加になるものはありますが、アスパラガス、いちご関係の補助が農家の実績見込みからの減額となっており、相対的に減額となっておるところでございます。

果樹経営支援事業としてのみかん園内、道路事業の改善も含まれておるところでございます。

農地・水保全管理支払交付金等事業費につきましては、猪乗地区が向上改善支援事業を実施するにあたり、新規対策見込みとなりましたので、その事業費を組み込んでおるところでございます。

イノシシ緊急特別対策事業費につきましては、事業費見込みが、決算見込みが出ましたので、その事業費が決定を受けての減額となっておるところでございます。地元要望には、対応しているものでございます。

長崎県家畜導入事業費につきましては、メス牛の導入にかかる経費補助でございます。県の採択見込みがありまして、計上しておるところでございます。

5目、農地費、道水路維持補修費につきましては、新谷地区の農道一本分にかかる陥没等が見られますので、その補修をするものでございます。

中山間ふるさと農村活性化事業費につきましては、木場中山間管理組合が全国棚田サミットに参加するに伴う参加経費の補助増額に伴うものでございます。一部、組み替えもあっておるところでございます。

2項1目、林業総務費、これにつきましては森林整備地域支援交付金事業費の事業費変動による減額となっておるところでございます。事業費組み替え等も折り込んでおるところでございます。

2目、林業振興費170万円の増額でございますが、岩屋地区の山林、作業道に対する原材料支給を見込み計上しておるところでございます。

3項、水産業費、2目、漁港管理費、これにつきましては惣津漁港の埋立に伴います表示登記等の委託料を計上しておるところでございます。

3目、漁港建設費につきましては、漁村再生交付金事業費としまして、委託料から工事請負費への事業費組み替えとなっておるところでございます。続きまして45ページ、46ページでございます。

7款1項2目は軽微なものでありますので、先に進まさせていただきます。

3、観光費、主なものとしましては、国民宿舎管理費106万5千円でございます。県道大崎公園線改良工事に伴います温泉管布設替工事費を計上して

おるところでございます。

8款1項1目、土木総務費でございます。これにつきましても少額ですので省略させていただきます。

2項2目、道路維持費279万7千円の増額でございますが、主には町道西小串線拡幅に伴います測量調査費、用地取得のものと、町道栄町3号線側溝整備工事を見込んでおります。その他、町道の安全確保のための樹木伐採費用等の委託料等も含んで計上しておるところでございます。

5項3目、公共下水道費は、今回補正を行います下水道会計に伴います繰出金の減額となっております。おるところでございます。

9款1項2目、非常備消防費につきましては、県の補助を受けて視察、研修等を行うこととなっております。総代会の旅費、使用料等の組み替えが、ここに含まれておるところでございます。報酬につきましては、消防委員会の開催の一回分を計上しておるところでございます。

3目、消防施設費につきましては、防災無線の定期検査の委託と消防施設整備費事業補助金としまして、防火水槽の補修工事分を一件分計上しておるところでございます。51、52ページに移らせていただきます。

10款2項1目、学校管理費、川棚小学校管理費17万円の補正でございますが、特別支援学級設置に伴います経費の発生による補正を行っております。

5項1目、社会教育総務費の文化財保護費につきましては、岩屋権現の案内掲示板の更新費として工事請負費を計上しておるところでございます。

3目、公会堂費130万円の増額ですが、これにつきましても公会堂の地下貯蔵タンクの流出防止工事と致しまして、工事費を見込み計上しておるところでございます。次、11款に移ります。

11款1項1目、農地農業施設災害復旧費、これにつきましては7月の豪雨により災害復旧費の必要額としまして、農地災害復旧4地区分、農業用施設災害復旧費、農道1地区分、都合5地区の必要額を計上しておるところでございます。

2項1目、公共土木施設災害復旧費354万1千円の増額ですが、これも7月豪雨を受けての災害が、町道1件分、河川1件分を見込み計上しておるところでございます。五反田の町道、野口川の河川改修でございます。

14款、予備費につきましては、財源内訳の、今回の補正の見合い分として

増額計上しております。次のページには、補正予算にかかる給与費明細を掲げておりますので、後ほどお目通しをいただければと思います。

歳入に移ります。7、8ページとなります。

8款、地方特例交付金、8款1項1目、減収補てん特例交付金10万円の増額ですが、今回交付決定を受けまして、決算見込み額からの増額となっておりますのでございます。

9款、地方交付税、1項1目でございます。普通交付税の1,075万7千円の減額でございますが、これも交付決定を受けましたので、その決算見込み額からの減額となっておりますのでございます。

11款1項1目、民生負担金、町立保育所運営費負担金、これにつきましては、町立保育所に受け入れをしております町外居住者の入所者にかかる負担金を、他の自治体からの負担となっておるものを受け入れるものでございます。増額計上となっております。

13款、国庫支出金でございます。国庫支出金、県支出金につきましては、歳出に伴うもの等があります。交付決定を受けての減額となっておりますのであります。

13款1項1目、民生費国庫負担金、障害者自立支援費負担金150万円の増額ですが、これは歳出に伴うものでございます。

3目、災害復旧費、災害復旧事業費国庫負担金、公共土木施設災害復旧費負担金205万1千円は、負担率66.7%を見込んでの計上となっておりますのでございます。

3、委託金、2目、民生費委託金、これは子ども手当事務取り扱い交付金としております。これは制度改正による全額減額となっておりますので、見込み計上をしておりましたものが全てなくなるというかたちでございます。

14款1項2目、民生費県負担金、社会福祉費負担金、障害者自立支援負担金につきましては、歳出に見合うものでございます。

次の農業費負担金の分は、交付決定により当初予算との差となっておりますのでございます。

2項2目、民生費県補助金、自立支援特別対策事業費補助金につきましても歳出に見合うものでありまして、交付申請等を行ったものの状況により、増額計上となっておりますのでございます。

4目、労働費補助金、これにつきましては先程歳出で触れましたものの10分の10の受け入れとなっておりますところでございます。

5目、農林水産業費県補助金、ここも主に歳出に伴うものとなっておりますが、イノシシ緊急特別対策事業費補助金につきましては、国の補助金割り当ての減が大きくなっておりまして、歳出に見合う、一財により対応をしているところでございます。

林業費補助金の方に移りたいと思いますが、これにつきましても交付見込み内示からの増額と減額となっておりますところでございます。説明は省略させていただきます。

9目、消防費補助金、地域の元気づくり防災力向上支援事業補助金は、新たに採択見込みとなっております、増額計上となっておりますところでございます。

11目、農水施設災害復旧費補助金は、補助率80%を見込んでおりまして、補助金の見込み額を計上しておりますところでございます。

3項1目、総務費委託金、3節の統計調査費委託金については説明を省略させていただき、次、4節、選挙費委託金につきましては、衆議院議員総選挙費委託金とし、700万円を見込み計上しておりますところでございます。

15款1項2目、利子及び配当金でございますが、これにつきましては、基金利子の増額計上となっておりますものを受け入れる補正でございます。

16款、寄附金に移ります。16款1項4目、農林水産業費寄附金、農業費寄附金30万円でございますが、農地災害復旧事業に係る4地区分の寄附の受け入れの見込み計上でございます。受益者負担相当分でございます。

17款1項2目、4目とも、今回補正を行います特別会計に伴います繰入金の増額となっておりますところでございます。前年度の精算が主でございます。

2項、基金繰入金、2目、5目いずれも繰越金が確定をしまして、その受け入れをし、財政運営上繰入金をしない方法での減額補正となったものでございます。

18款、繰越金、1項1目、繰越金でございます。これは繰越金のうち、繰越充当財源と致しますものを除く2億2,375万3千円という数字が準繰越金としてあるわけですが、当初の7千万円を見込んでおりましたので、その差額を増額計上とするものでございます。1億5,375万3千円となっておりますところでございます。

19款、諸収入でございます。4項5目でございますが、農業者年金業務委託手数料、園芸ビジョン等につきましては、歳出に見合う減額となっておりますところでございます。

園芸ビジョン21対策事業市町負担金については、郡内の他の二町からの負担金でございます。

25、国際交流支援事業補助金につきましては、財団法人長崎縣市町村振興協会から交付決定を受けましたので、その額を増額計上としておるところでございます。

26の電線路移転補償金につきましては、光ファイバーの伝送路を配備しておりまして、その支障があるときに移転工事がなされますが、その補償費として受け入れをするものでございます。県道大崎線の改良に伴うものでございまして、60万6千円の受け入れをするところでございます。

次の県道改良工事に伴う補償金としましては、これも県道に伴うわけですが、温泉管布設替工事を行います移転補償金の見込み計上となっておりますところでございます。

20款、町債、1項7目、災害復旧債、公共土木施設災害復旧債の100万円を見込み計上しておるところでございます。

次の、臨時財政対策債につきましては、普通交付税の決定等に伴います交付予定が示されましたので、この交付予定額から減額補正をするものでございます。この町債につきましては、3ページ、4ページの第2表、地方債補正での変更と追加というかたちで計上しておるところでございます。金額の変更、ならびに100万円の追加となっておりますところでございます。

以上で、取り急ぎの説明となりましたが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 **長** ここで、しばらく休憩を致します。

(…休 憩…)

議 **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 **長** これから質疑を行います。

1 4 番久保田 48ページの道路維持費の町道安全の確保というところと、54ページで補助災害復旧費、これは4地区と1地区とで5地区と言われました。地区名、場所名を教えてくださいませんか。

建設課長 ただいまの48ページの町道維持費の関係でございますが、この分について委託料ということで、116万7千円ですね、樹木伐採のですね、町道の管理上どうしても支障が生じるようなものがございます。その分の委託料が60万円予定をしております。それと、西小串線の用地買収と言いますか、踏切前後、国道との間ですね、ここが狭いもんですから、その用地買収を予定をしております。その分が56万7千円予定しております。工事請負費ですが、これは栄町3号線の側溝整備、ここは雨が降ったときに、なかなか路面の排水が引かないというところがございまして、その一箇所を予定をしております。それと17節の公有財産購入費につきましては、先程言いました西小串線の用地を一部買収をしたいということで、一応、予算計上しております。

産業振興課長 補助災害復旧費の農地の4箇所と農業用施設の1箇所ということですけど、場所は農地災害については白石の時野地区、山口谷国道の方から下を見ると見えるかと思えますけど、それと新谷の音瀬地区、松尾さんの裏のちょうど東彼観光の方から入ってですね、ちょっと右手に行ったところ、それからですね、小串の春田地区、小串の養護学校の近く、上のところですね。それと山口地区、中山の下のちょうど山手の方になります。その4箇所。それから農業施設、木場の日向地区、ちょうど木場の公民館の向かい側の木場日向墓地線の一部です。以上です。

1 4 番久保田 新谷に行くところの自動車修理工場の山側が崩れて、今土嚢を並べているところがありますが、あそこは対象にはなっていないんですか。

産業振興課長 あそこは農地ではありませんで、民有地、山林が崩れているということで、国道の災害にとれるのかと思っていましたけど、ちょうど民有地で止まっていますので、災害の対象には入っていないということです。

4 番堀田 40ページの観光施設有害鳥獣対策事業費のことについてお尋ね致します。先程の説明では、くじゃく園、大崎キャンプ場周辺ということでしたので、だいたい距離数的にどのぐらいのワイヤーメッシュをされるのか、あるいはまたその後のフォローと言いますかね、そういったところ、それからその委託をされると思うんですけど、そういったことが分かるようであればお願い

いしたいと思います。

産業振興課長 この事業がですね、ワイヤーメッシュを設置と、その後のワイヤーメッシュを設置した後の管理、それから周辺の環境整備、それと大崎自然公園全体のパトロールということを計画しております。ワイヤーメッシュの設置についてはですね、くじゃく園に約2.1km、一番集まっている施設を外側から囲むようなかたちになります。2.1km、それとキャンプ場のワイヤーメッシュですが、それがキャンプ場を覆うということで約600mを予定しております。委託については、観光協会に委託するというかたちになります。

1 1 番 小 田 同じく40ページの観光施設有害鳥獣対策事業費のことでお尋ね致しますけれども、イノシシの捕獲というのはしているのか、検討しているのかというのを一点と、材質ですね、どのような材質のものを使うのかということ、ワイヤーメッシュを張ってですね、イノシシの被害を防ぐのは良いことだと思いますけれども、観光の拠点となる場所でもありますので、美観を損なわないものかということと、キャンプ場の周囲600mと言われましたけれども、張ったおかげでですね、利用者の、あるいはお客さんの妨げにならないような配慮をするのか、その点をお尋ねします。

産業振興課長 捕獲についてはですね、場所が公園内ということもありますので、そこに捕獲のワナを設置するのが、なかなか難しいということで、周辺をワイヤーメッシュで囲って、そこに出てこないようにということで計画をしております。材質については、ちょっと確認はしておりませんが、どぶ漬けでさびないようなものになるか、そのまま今張っているようなことになるか、ちょっと今のところ確認はしておりません。

それからキャンプ場の周りということなんですが、今キャンプ場で昨年から泊まっているお客さんのすぐ脇のところをイノシシが徘徊するというような報告がありますので、それも先程言いましたように、外側から入らないようにということでワイヤーメッシュを張るということで考えております。美観については、なるべく外側から近くには張らないということで配慮をしていただくことになろうかと思っております。以上です。

3 番 福 田 35ページの社会福祉総務費の中で、その他の財源で777万7千円という、その他の財源というのはどういうものなのかお聞きしたい。それともう一点は、32ページですね、総務費の諸費の中で、消防の方へ45万円

を振り替えたということでしたけれども、その消防費50ページですか、50ページの消防費の中で、旅費とその使用料というところを足すと45万円になるんですけども、その財源の方を見ていきますと15ページの消防費補助金、これは新規の補助金だろうと思うんですけど、その補助金の性格と言いますか、どういう補助金なのか。その補助金が入っていますけど、45万円と35万6千円を引いた分では、どういうふうに財源を見ればいいのかお聞きしたいと思います。

総務課長 それでは私の方から答えをさせていただきたいと思います。31、32ページの一般諸費の件ですけれども、45万円を消防費に振り替えるということで、この45万円は先程議員が言われたように、50ページの旅費と使用料賃借料というふうになっています。これは自主防災組織を各地域に作ってもらおうということで、先進地視察をします。これは諸費の中で、総代会の旅費を計上しているんですけども、今回、自主防災組織の関係で県から補助が来るということになりました、その額が35万6千円でございます。そういったことで消防費の方に関係する分を振り替えたということで、その分の旅費が25万3千円と、使用料賃借料は、これはバスの貸し切りバス代19万7千円ということです。35万6千円が県支出金、これは49、50ページですね。35万6千円が補助金ですので、45万から引いたものと、報酬の6万円を足して一般財源が15万4千円ということになるものでございます。よろしく願います。

住民福祉課長 今ちょっと手元に資料を持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

1 1 番 小 田 ワイヤーマッシュにちょっと戻って再度確認をさせていただきたいと思いますが、材質についてですよ、まだ決まっていないというふうな答弁だったかと思いますが、普通のワイヤーマッシュとですね、亜鉛どぶ漬けという材質は、ものすごく価格に開きがあるんですよ。それでやっぱりですね、観光地というふうなことで、亜鉛どぶ漬け、もしそこに手を触れてもサビがつかないということで、美観上まで考えてですね、必ず亜鉛どぶ漬けを使用するというふうなことではならないでしょうか。

産業振興課長 この事業が基本的には川棚町観光協会から計画書が出されてきています。まずこの計画があったときに、環境のことも考えてですね、こちらも

どぶ漬け、その後のことの管理のことも考えてどぶ漬けの材質にした方が良く
んではないかということでアドバイスはしておりますけど、その後、事業量と
かそういったことの中から、財源的なこともあるかと思えますけど、どう観光
協会が判断するのかというのは、まだ聞いていない状況ですけど、こちらの方
もどぶ漬けの方が美観上、後の管理上も良いかと思えますので、そこらへんは
指導はしていきたいと思えます。

1 4 番久保田 私が良く聞き取れなかったんですけども、ページは52ページ
です。金額は少ないんですけども、川棚小学校管理費の中で特別支援学級の
設置に伴うものというふうに私は聞こえたんですけども、もう一度詳しく教
えていただきたいと思えます。

教 育 次 長 52ページの特別支援学級が新たに設置ということの質問です
か。

これにつきましてはですね、今年度4月1日から通級指導教室というのを開
設を致しました。これはですね、今まで通常学級と特別支援学級ですね、知的
障害者とか情緒障害、そういった方の教室はあったんですけども、通常学級に
在籍したまま、この教室に通って個別指導や少人数指導など、専門的な支援を
受ける教室が新たに4月から開設されたということになりました。これは、今
川棚小学校にですね、この教室を開設致しまして、どういう子が来るかと言
いますと、普通は通常学級ですので、普通の授業を受けるんですけども、中
にはですね、特に多動の子とかおまして、集団での指導ができない子とかで
すね、いろんな学習の中で、例えば国語がちょっとみんなよりかなり落ちるとか、
算数がちょっと落ちるとかという子ども達にですね、特別な指導をする教室が
開設されました。今、川棚小学校の一室にしておりまして、18名の子がこ
こに通っております。18名のうちの14名が川棚小学校の子どもですね、あと
4名は石木小学校から2名、小串小学校から2名ということで、この教室を開
設したということで、今回のそれに必要な消耗品や備品の購入費用を上げてお
ります。以上です。

1 4 番久保田 では、子ども達がそこで学ぶわけですけども、学年はそれぞれ
別々だと思うんですね。どのようなやり方というか、どのような指導のされ方、
学年がみんな同じ学年ではないと思えますが、どのような利用方法をされるん
でしょうか、その教室を。

教 育 長 これはまず、通級教室が必要な子、これは限られておりますので対応できる人数が、したがって学校の方で希望をとりまして、その中から必要度の高い子を選定致します。その中で、どれぐらいの子に応じた指導、あるいは少人数指導ですね、そういったものができるかということで、学校の方で計画をして実施をしてまいります、個別で指導する、だから通級指導に通う子が毎日通えるというわけでもございません。一週間のうちに何回かということに具体的にはなってくると思います。以上でございます。

企画財政課長 福田議員からのご質問の件でございますが、歳出の35ページ、36ページの特定財源の777万7千円の金額につきましては、歳入の19ページ、20ページの地域福祉基金利子354万9千円、これと23ページ、24ページの上の方にあります特別会計繰入金の介護保健事業特別会計繰入金、説明欄の介護保健事業特別会計繰入金422万8千円、これを合わせたものが777万7千円という数字で、ここがこの特定財源のその他となっておりますのでございます。以上です。

5 番 三 岳 直接補正とは関係ないと思いますが、地方交付税についてですね若干、お尋ねをしたいんですが、先週ですか、安住財務大臣の方で9月交付の地方交付税については先延ばしという報道がっております。本町においてもですね、20億円という予定予算が計上されております。これは全体の予算の約4割近くということで、この交付税が入ってこなければ、例えば通常の支出等に影響があるのかどうか、そしてそのこれはおそらく法案が成立しないんですね、交付されないんじゃないかという懸念もあるというふうに思います。そういった中でですね、例えば一時借入等のそういった措置をしなくても大丈夫なのか、交付される時期等が定かではないと思いますが、そういった見込みがどうなのかをお尋ねしたいと思います。

会計管理者 ただいまの資金繰りのことだと思います。先週、新聞報道等あっておりました。通常でしたら9月の5日に入る分が、先送りをすることでしたけど、7日の閣議決定がなされまして、市町村分については全額10日の日に交付をされております。県分については減額をされて交付をされているということでございますので、川棚町については、5日程度は遅れましたけど、何ら影響はございません。以上です。

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認めます。これから議案第34号「平成24年度川棚町一般会計補正予算（第2回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第34号「平成24年度川棚町一般会計補正予算（第2回）」は、原案のとおり可決されました。

議 長 次に、日程第7、議案第35号「平成24年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第35号「平成24年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）」について、提案理由をご説明致します。

今回の補正は、歳入歳出予算野総額に歳入歳出それぞれ5,794万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億9,008万5千円にしようとするものであります。なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

健康推進課長 それでは議案第35号「平成24年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）」の内容についてご説明致します。

さっそくですけれども、歳出から説明致します。事項別明細書14、15ページをお開き下さい。

1款2項3目、収納特別対策事業費でございます。コンビニ収納におけます手数料でございますが、当初、一般会計の方で一括で予算計上しておりましたが、国保事業会計における10分の10の県費補助に該当するということでございますので、7万1千円ではございますが、補正をするものでございます。

5 項 1 目、医療費適正化特別対策事業費の増額補正でございますけれども、特定検診後の健康ハイリスク者に対する保健指導に要する在宅栄養士の雇い上げ賃金を見込み計上するものでございます。次のページをお願い致します。

3 款 1 項 1 目、後期高齢者支援金でございます。平成 24 年度の拠出額の決定により、当初見込みより増額補正をするものでございます。次のページ。

9 款 1 項 1 目、基金積立金でございます。国保財政基金利子と致しまして 5 万 2 千円を増額補正をするものでございます。

1 1 款 1 項 3 目、償還金でございますけれども、平成 23 年度の精算金による返還分を増額補正をするものです。出産育児一時金の精算が 2 万円、療養給付費等の負担金にかかる国庫支出金の精算返納金 1, 2 3 9 万 1 千円、退職者医療交付金の精算にかかる返納金 7 5 7 万 2 千円でございます。次のページ。

予備費でございますが、歳入歳出の見合いによるものでございます。なお、この予備費につきましては、療養給付費の伸びもあるようでございますので、当初では年間の予算を計上致しておりますが、今後、補正対応での増額になるものと考えております。

次に歳入でございます。6、7 ページをお開きいただきたいと思います。

3 款 1 項 1 目、療養給付費等負担金の現年度分、ならびに 2 項 1 目、財政調整交付金の増額補正でございますけれども、歳出で説明致しました後期高齢者支援金分の見込み額の増額による補正対応分でございます。次のページ。

4 款、県支出金、2 項 1 目、財政調整交付金でございますが、財政調整交付金につきましては、後期高齢者支援分にかかる増額 1 万円、それと特別調整交付金にかかる収納対策分、この分が先程歳出でもご説明致しましたが、それと医療費適正化対策事業にかかる分の増額分でございます。10、11 ページでございます。

10 款 1 項 2 目、その他繰越金でございます。5, 7 5 3 万 4 千円の増額補正でございます。前年度繰越額の確定によるものでございます。次のページ。

11 款 2 項 1 目、預金利子でございます。歳計現金預金利子と致しまして 5 万 1 千円を計上するものでございます。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 **長** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 **長** 討論なしと認めます。これから議案第35号「平成24年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって議案第35号「平成24年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

議 **長** 次に、日程第8、議案第36号「平成24年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 **長** 議案第36号「平成24年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）」について、提案理由をご説明致します。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,543万6千円にしようとするものであります。なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

健康推進課長 それでは議案第36号「平成24年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）」につきましてご説明致します。

補正の主な内容でございますが、平成23年度の繰越金額の確定に伴う広域

連合納付金並びに一般会計繰出金を精算するための補正でございます。それでは事項別明細書で説明致します。6、7ページをお開き下さい。まず歳入でございます。

4款1項1目、繰越金でございます。平成23年度精算に伴う繰越金で、当初予算との差額47万9千円を増額補正するものでございます。なお、広域連合納付金並びに一般会計繰出金の合計額となります。次に8、9ページをお願い致します。歳出でございます。

2款1項1目、後期高齢者医療広域連合納付金40万9千円の増額補正でございます。後期高齢者医療広域連合納付金と致しまして広域連合へ納付する分でございます。23年度分として平成24年4月、5月出納閉鎖後に4月分、5月分として出納閉鎖期間中に納付があったものを広域連合へ納付するものでございます。次のページをお願い致します。10、11ページです。

3款2項1目、他会計繰出金7万円の補正でございます。平成23年度の精算ということで一般会計へ繰り出すものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認めます。これから議案第36号「平成24年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第36号「平成24年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

議 長 ここでしばらく休憩致します。

(…休 憩…)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、日程第9、議案第37号「平成24年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第37号「平成24年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）」について、提案理由をご説明致します。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,505万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,030万3千円にしようとするものであります。なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

健康推進課長 それでは議案第37号「平成24年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）」についてご説明致します。事項別明細書の方で説明致します。歳入からでございます。6、7ページをお開き下さい。

1款1項1目、第1号被保険者保険料でございます。平成24年度の分につきまして、料金改定を行っていただきました。その関係で6月の本算定後によります決算見込み額から増額補正をするものでございます。説明欄に記載のとおり、現年度分、特別徴収保険料現年度分の普通徴収の保険料、それぞれ増額をするものでございます。次のページをお願い致します。

8款1項3目、その他一般会計繰入金でございますが、保健福祉事業の繰入金として増額補正をするものでございます。10、11ページお願い致します。

9款1項1目、繰越金でございます。6,011万2千円の増額補正でございますが、説明欄記載のとおり、それぞれの介護給付分、地域支援事業分、事

業費等分、それぞれ繰越をするものでございます。なお、23年度の精算によりまして、次年度精算見込み額、それから繰越事業費額を差し引きますと4,288万8千円が24年度の自主財源可能額ということになることとなっております。次のページをお願い致します。歳出でございます。

4款2項1目、保健福祉事業費20万円の増額補正でございます。先程、歳入の方でもありましたが、この件につきましては生活管理宿泊事業ということで、栄養改善が必要であると思われる独居老人、独居高齢の老人等に係る分でございます。一時入居ということで、ひさご荘の方をお願いをする分がございます。当初予算で計上しておりましたが、今現在不足する見込みでございますので増額補正をするものでございます。次のページをお願いします。

7款1項2目、償還金、前年度の国庫負担金等にかかる交付金等の精算償還が必要となりますので、それにかかる1,021万9千円を増額するものでございます。

2項1目、一般会計繰出金につきましては、説明欄記載のとおり前年度の地域支援事業費分並びに事務費等精算分繰出金として増額補正をするものでございます。16、17ページでございます。

予備費でございますけれども、歳入歳出の見合いにより増額補正をするものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

議 長 これから質疑を行います。

1 2 番 田 口 13ページ。ただいま説明がありました保健福祉事業費ですけれども、その独居老人がひさご荘に一時入居するという措置をとられるということですが、一人あたり一日の単価はいくらでしょうか。そして20万円の増額となっておりますが、当初予算と合わせていくらなのか。すなわち、のべ何日入居ができるような予算になっているのでしょうか。

健康推進課長 当初予算でも20万円の予算を計上しておりました。当初予算では2,080円の14日分のおおよそ7名分ということで、事業量が確定していないという状況もありますので、見込み計上を致しておりました。それで20万3千円程度ということで、当初予算で20万円を組んでおったところでございます。今年度実績でございますが、7月までの実績で、お一人の方で長く

なっていますという状況が発生致しております。介護保険の認定度によって費用が関係しますので、3,810円の21日分を支出を致しております。8万10円でございますけれども、8月以降の分でおよそ当初予算並み程度の金額ということで、あと11万6千円程度の増額補正をということで見込みを計上致しておるところです。以上です。

議 _____ **長** 他に質疑はありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認めます。これから議案第37号「平成24年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第37号「平成24年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

議 _____ **長** 次に、日程第10、議案第38号「平成24年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 _____ **長** 議案第38号「平成24年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）」について、提案理由を説明致します。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,198万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億5,607万2千円にしようとするも

のであります。その他、詳細につきましては、水道課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い致します。

水道課長 それでは議案第38号「平成24年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）」について、説明させていただきます。

まず歳出から説明を致しますので、15、16ページをお開き願います。事項別明細書で説明致します。

1款1項1目、一般管理費ですが、下水道担当者会議の旅費の増額と、その会議負担金の増額であります。

2目、管渠管理費ですが、マンホールポンプ13箇所の動力電気料の増が見込まれますので、見込み計上であります。次に17、18ページをお願い致します。

2款1項1目、下水道建設費であります。平成24年度補助の当初割り当て内示額が減額割り当てとなったためであります。

13節の委託料につきましては、変更認可設計業務の落札減によるものであります。

14節につきましては、パソコンのリース契約から買い上げとしたことあります。

15節は工事請負費であります。先程申しましたように、補助の割り当て内示の減額に伴いまして、汚水管渠、これは小串地区の枝線ですが、これを減額し、雨水管渠、栄町地区の雨水管渠でありますけれども、これにつきましては実施設計に伴い増額をするものであります。全体的には、減額となっております。

22節の補償補填につきましては、小串地区の汚水枝線の整備範囲の縮小によりまして、水道管移転補償費の減によるものであります。なお、当初の補助金の交付申請額からしますと75%の割り当てというふうになっております。次に19、20ページをお願い致します。

3款1項2目、公債費の利子であります。これは財源内訳の組み替えによりまして、一般会計繰入金を減額し、一般財源の下水道使用料から支出をするというふうな組み替えを行ったものであります。この理由と致しましては、繰越金の確定によるものであります。次に7、8ページをお願い致します。

歳入についてですが、3款1項1目、下水道事業費国庫補助金、先程申しま

したように、当初の割り当て内示の減額によるものであります。次に9、10ページをお願い致します。

4款1項1目、一般会計繰入金であります。補助金の減額に伴い、事業費の減、そして合わせて繰越金の確定による増に伴いまして、繰入金を減額致しております。次に11、12ページをお願い致します。

5款1項1目、繰越金であります。確定によるものでございます。次に13、14ページをお願い致します。

7款1項1目、下水道建設事業債であります。これにつきましても補助金の当初割り当て内示の減額により事業費の減に伴うものでございます。次に3ページをお願い致します。

第2表の地方債の補正であります。補正後の限度額を1,430万円減額して、5,370万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

議 長 これから質疑を行います。

7 番 田 崎 先程ですね、えらい減ったもんだなと思っているんですが、75%程度になったという大きな要因と言いますか、理由がもし明確であればですね教えていただきたいと思えます。

水 道 課 長 この75%の減額については、全県的なものでありまして、特に川棚町に特化したものではございません。理由と致しましては、震災復興への支出ということで、国の方から割り当ての減額内示ということになっております。以上です。

6 番 毛 利 ちょっと先程の質問に関連してお尋ねしたいんですが、ということとは、これは短期的なものではなくて長期的なものになっていくということなんでしょうか。

水 道 課 長 今年の春にありました下水道の担当者課長会議の中では、県の見解として、まだしばらくは続くだろうという予測での報告があっているところでありまして。ただ、次年度以降について、予算額の確保をしまいたいという考え方は持っております。

議 長 他に質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認めます。これから議案第38号「平成24年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第38号「平成24年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

議 長 次に、日程第11、議案第39号「平成24年度川棚町水道事業会計補正予算（第1回）」を議題とします。提出者の説明を求めます。

町 長 議案第39号「平成24年度川棚町水道事業会計補正予算（第1回）」について、提案理由を説明致します。

今回の補正は、資本的収入及び支出の部で支出において1千万円を増額し、支出予算の総額を5億2,873万8千円にしようとするものであります。その他、詳細につきましては水道課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い致します。

水道課長 それでは議案第39号「平成24年度川棚町水道事業会計補正予算（第1回）」について、説明させていただきます。

まずは最後のページ10ページをお開き下さい。補正予算実施計画説明書により説明致します。

資本的収入及び支出の部で、支出において1款1項3目、施設拡張費として

山道浄水場第7次拡張事業の実施設計業務を、当初は平成24年度土木、建築、機械設備などと平成25年度、電気、計装、ポンプ設備などの2カ年に分割発注する計画でありましたが、設計における各施設等は関連性が非常に強いことから、一括発注に変更することにより、委託料について1千万円の増額をするものであります。次に1ページをお開き下さい。

第2条、ここは当初予算第4条に定めた資本的収入及び支出の補填についてであります。この補正を記載しております。補填については、当年度分損益勘定留保資金は変更がなく、当年度分消費税資本的支出調整額を47万6千円増額し、減債積立金を476万2千円増額し、建設改良積立金を476万2千円増額し、合わせまして1千万円増額して補填するものであります。次に2ページをお願い致します。

ここは当初予算第5条に定めた平成25年度の債務負担行為限度額であります。この限度額を1千万円減額し、6億1千万円に改めるものであります。このことは平成25年度に、先程説明致しました委託料を予定しておりました1千万円について、平成24年度に前倒しをして実施することからであります。なお、4ページ以降につきましては、記載のとおりでありますので説明はここで省略をさせていただきたいと思っております。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い致します。

議 長 これから質疑を行います。

5 番 三 岳 ただいま説明の中で、分割発注から一括発注をするという説明がございました。このことはですね、私が考えるにはですね、当然、工事請負費等もですね上がってくるんじゃないかと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

水 道 課 長 工事請負費につきましては、実施設計を行った後に、どの部分を何年度に発注できるかという精査をしないといけないという理由から、現状で補正予算対応とは致しておりません。以上です。

5 番 三 岳 ということはですよ、24年度中にはですよ、12月、3月の補正があると思いますが、その中には上がってこないということですか。

水 道 課 長 予定と致しましては、12月議会で補正を計上したいというふうにご考えているところであります。

議 長 他に質疑はありませんか。

「な し」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「な し」の声あり

議 長 討論なしと認めます。これから議案第 39 号「平成 24 年度川棚町水道事業会計補正予算（第 1 回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第 39 号「平成 24 年度川棚町水道事業会計補正予算（第 1 回）」は、原案のとおり可決されました。

議 長 ここでしばらく休憩致します。

(…休 憩…)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、日程第 12、議案第 40 号「川棚町暴力団排除条例の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第 40 号「川棚町暴力団排除条例の制定について」、提案理由を申し上げます。

まず、この条例制定の背景であります。全国的に暴力団が国民生活や経済活動に深く介入し、資金源獲得活動を巧妙化させ、国民の生活や青少年の健全育成などに悪影響を与えているという情勢から、全国的に暴力団排除条例の

制定の気運が高まり、各都道府県や市町村で制定が進んでいるところであります。このようなことから、長崎県でも平成24年7月1日に、長崎県暴力団排除条例が制定をされております。

長崎県条例の基本理念では、「暴力団を恐れない。暴力団に対して資金を提供しない。暴力団を利用しない」ことを旨として、「国、県、市町及び県民等、ならびに関係団体等による相互の連携、協力のもとに推進する」と規定されております。長崎県暴力団排除条例の施行を受けまして、本町でも川棚町暴力団排除条例の制定をし、暴力団がない、暴力団と関わらない安全で安心なまちづくり、くらし輝くまちづくりの推進のために、本条例の制定が必要であることから、提案申し上げるものであります。条例制定の理由等について説明をさせていただきましたが、条例の内容と詳細につきましては、総務課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定くださるよう、よろしくお願い致します。

総務課長 それでは議案第40号「川棚町暴力団排除条例の制定について」補足説明をさせていただきます。

私からは条文の説明をさせていただきます。条例の内容を言う前に、この川棚町暴力団排除条例につきましては、県の方からモデル案が示されております。それに沿って制定をしているものでございます。まずあの、暴力団排除条例の目的でございます。この目的につきましては、上から3行目のところに「以て町民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする」ということでございます。

第2条の定義でございます。第1号、暴力団ですけれども、暴力団の定義について定めております。

第2号は暴力団員のことについて定めております。

第3号、暴力団の排除ということで、「暴力団による不当な行為を防止及びその行為により町民生活または事業活動に生ずる不当な影響を排除することを言う」ということでございます。

4号でございます。関係団体等ということで、「法第32条の3第1項の規定により、都道府県暴力追放運動推進センターとして指定を受けたもの。その他、地域住民及び職域による暴力団排除活動を行う団体をいう」ということで定義を致しております。

第3条が基本理念でございます。基本理念と致しましては、先程町長も説明

しましたとおり、2行目の中段、真ん中の方からですが、「暴力団を恐れないこと。暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないこと」を基本とするということで定めているものでございます。

第4条が町の責務でございます。「町は前条に定める基本理念に則り、町民及び事業者、関係行政機関並びに関係団体等と連携し、暴力団排除に関する施策を策定し、及び推進するものとする」というものでございます。

2項です。2項は、1行目の後の方ですが、「警察署、その他の関係行政機関及び関係団体等に対し、当該情報を提供するものとする」ということで、情報の提供について謳っているものです。

3項です。「前項の場合において、当該情報に個人情報（川棚町個人情報保護条例第2条第1項に規定する個人情報をいう）が含まれている時も同様に提供するものとする」ということでございます。

第5条は、町民及び事業者の役割です。「町民は、基本理念に則り、暴力団排除のための活動を自主的に、かつ相互に連携して取り組むと共に、町及び関係団体等が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする」としております。

2項です。これ事業者ですが、「事業者は基本理念に則り、その行う事業に関し、暴力団との関係を遮断し、暴力団を利することとならないようにする」ということで、「この施策に協力するよう努めるものとする」ということとしております。暴力団との関係を遮断し、というのは暴力団と交際をしないというふうなことでございます。

3項です。次は「町民及び事業者は、暴力団排除に資すると認められる情報を得たときには、町及び警察署、その他関係行政機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする」ということで、情報の提供を謳っております。

第6条が推進体制の整備でございます。「町は町民、事業者、警察署その他の関係行政機関及び関係団体等と連携し、暴力団排除のための体制を整備するものとする」としております。

第7条が不当要求行為に対する措置でございます。「町は、公務の適性かつ円滑な職務の執行及び職員の安全を確保するため、暴力団員による不当な要求行為に対する対応方針等の策定、その他必要な措置を講ずるものとする」ということです。

第8条が町の事務及び事業における措置でございます。「町は、公共工事その他町の事務または事業により、暴力団を利することのないよう、暴力団員または暴力団、もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を町が実施する入札からの排除及び町が行う契約、各種契約からの排除等の必要な措置を講ずるものとする」ということです。この第7条の不当要求行為の措置でございますけれども、これにつきましては、川棚町不当要求行為対策要綱というのを平成16年に定めております。そういったことで、これに関係するものについての要綱は制定しているということです。

第8条の町の事務及び事業における措置で、公共工事等についてですが、これも川棚町が行う各種契約からの暴力団等排除要綱、これを平成20年2月に制定を致しております。そういったことから、この取り扱い、排除等の必要な措置というものについても要綱を定めているところです。

第9条が、公の施設の利用の不許可等でございます。これは「町長または指定管理者は、町が設置した公の施設の使用申請があった場合、または当該公の施設の使用を許可した後において、当該使用が暴力団を利すると認めるときは、当該公の施設の使用の許可、または許可の取り消しについて定める他の条例に規定に関わらず、当該使用の申請について許可をせず、または当該使用の許可を取り消すことができる。この場合において、町長または指定管理者は、当該不許可または許可の取り消しに伴う損害賠償の責を負わないものとする」ということです。これについては、後の方で説明しますが、現在、川棚町が設置した公の施設の使用規制に関する条例というものがございまして、これは平成11年9月に制定しているものですが、この条例の、川棚町暴力団排除条例の中に、この条項を入れましたので、先程言いました使用規制に関する条例については、条例の廃止をするということにしております。

第10条です。「町民及び事業者に対する支援等ということで、これは町の事業者への情報提供でございます。町は町民及び事業者が相互の連携協力を図って、暴力団排除のための活動に取り組むことができるよう、町民及び事業者に対して情報の提供、その他の必要な支援を行うものとする」ということです。

2項で、「町は町民及び事業者が、暴力団排除の重要性について理解を深めるとともに、暴力団排除のための活動に、自主的にかつ相互の連携を図って取り組むことができるよう、広報及び啓発を行うものとする」ということでござ

います。

第11条、少年に対する教育等でございます。「町はその設置する学校において、生徒が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行えるよう適切な措置を講ずるものとする」ということで定めております。

2項でございます。「町は少年（20歳未満の者をいう）ということでの育成に携わる者に対し、少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団による犯罪の被害を受けないようにするための少年に対する指導、助言、その他の適切な処置を講ずることができるよう、暴力団に関する情報の提供、その他の支援を行うものとする」ということでございます。

第12条が利益の供与の禁止でございます。「町民及び事業者は、暴力団の威力を利用し、または暴力団の活動もしくは運営に協力する目的で暴力団員または暴力団員が指定したものに対して、金品、その他の財産上の利益の供与をしてはならない」と定めております。

13条は委任でございます。「この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定める」ということでございます。

附則でございます。施行期日、「1、この条例は公布の日から施行する」それから2でございます。「川棚町が設置した公の施設の使用規制に関する条例の廃止」でございます。「川棚町が設置した公の施設の使用規制に関する条例（平成11年川棚町条例第4号）は廃止する」ということで、先程言いました条例、この暴力団排除条例の中に網羅することと致しましたので、廃止をするということで、附則で定めたものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきますが、ご審議の上ご決定くださるよう、よろしくお願い致します。

議 長 これから質疑を行います。

14番久保田 この条例ですけれども、県下一斉にそういうふうに条例を作成するようになっていると思いますが、今、ニュースで連日のように取り上げております北九州の暴力団絡みの傷害の事件ですね。被害に遭った方達に対して、町として、もしの場合、川棚町にそういうふうなことが起きた場合、町としてはどういう責任をとることになるんでしょうか。

町 長 お答え致します。もしああいった事件が発生した場合には、当然

それは傷害事件として警察の方でかかってもらいますので、町がどうのこうのするという状況にはならないんじゃないかというふうに私は理解致します。

10番朝長 教育長にちょっとお尋ねします。この11条の少年に対する教育の項目のところで、学校教育法というのが出てくるんですけども、私たちが幼少の頃、学校に行っている頃は道徳という時間がございましたけれども、今はあるのかどうか分かりませんが、学校の中でこういう暴力団に関するお話をされることってあるんでしょうか。

教 育 長 今の件は、私の体験からお答えさせていただきたいと思いますが、私が学校現場にいる当時、暴力団のことについて直接話す機会はなかったように思っています。ただ今後、こういった場面でこういうのが学校で話す機会があるかっていうのは、ちょっと今のところ浮かんでまいりません。申し訳ありません。

この条文を再度読みまして、「生徒が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう、適切な処置を講ずるものとする」と書いてありますので、ここらあたりについては今後、こういった教育が川棚町内の学校でも行われるように措置をとっていかなければいけないだろう、そのように考えます。

もう一つ質問がございました。道徳の時間があるかということですが、道徳の時間は一週間に一時間、全学年に小中学校ございます。

議 長 他に質疑はありませんか。

2番竹村 第9条の下から2行の中に、「損害賠償の責を負わないものとする」という、この損害賠償というのは、こういったものが想定されるでしょう。

総務課長 具体的にはちょっと思いつかないんですけども、まず最初に許可をしていたと、ただそれが暴力団と分かって不許可にしたというときに、そういった大会等をするために、宿泊所なんかの申し込みをされていて、そういったものについて、その取り消しをするために旅館等に宿泊料金を払わなければいけないと、そういったもの等が入ってくるんじゃないかと考えております。

2番竹村 ここで謳うことで、旅館等が損害、これは公ですから、例えば国民宿舎等が出てくるかもしれない指定管理者ですね。その時に、いろんな準備に経費がかかっているということの請求をされたときに、ここに謳っているこ

とで、その責任を逃れられることができるかと捉えればいいんですか。請求はあるかもしれないですね、そういう場合は、ここで謳っているということで逃れられるということですか。

総務課長 そのように理解しております。

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第40号「川棚町暴力団排除条例の制定について」は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって議案第40号「川棚町暴力団排除条例の制定について」は、総務厚生委員会に付託することに決定しました。よって総務厚生常任委員会に付託しますので、審査の上ご報告をお願い致します。

議 長 次に、日程第13、請願1号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願」を議題とします。

お諮りします。請願第1号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願」については、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、請願第1号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願」については、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会の付託を省略することに決定しました。

次に、紹介議員の説明を求めます。

13番森田 請願第1号についてですが、朗読を持ちまして請願の説明と致します。よろしくお願ひします。

平成24年9月4日、請願書、川棚町議会議長初手安幸様、請願者、川棚町新谷郷730-1、川棚町の教育を考える会、会長宮崎健二。紹介議員、川棚

町議会議員森田宏。

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願。

要旨、教育の機会均等法、教育水準の維持、向上を図るため、義務教育費国庫負担率を2分の1に復元することを含め、義務教育費国庫負担制度を堅持し、必要な財源が将来にわたり確実に確保されるため、意見書を提出していただきますようお願い致します。

理由、子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとってきわめて重要です。そのために全国どこでも良質な義務教育が等しく無償で受けられるよう、必要な財源が確保されるべきです。

これが義務教育費国庫負担制度です。財政力が豊かな自治体と、そうでない自治体との間で、教育水準に格差を生じさせないように設置されました。この制度は、国として最低保障するものであり、地方分権の推進を阻害するものではありません。全ての国民に対して妥当な規模と内容の義務教育を保障することは国の重要な責務でもあります。

だからこそ、2005年度、これは平成17年です。日本PTA全国協議会他19の教育団体による「国庫負担制度の存続と、少人数教育推進を求める署名」が全国から637万筆を寄せられました。こうした保護者や教職員の願いにも関わらず、平成18年度、2006年度から義務教育費国庫負担金については、国の負担率が2分の1から削減されました。教育予算は、未来への先行投資です。子どもたち一人ひとりが大切な未来の担い手です。どの地域の子どもたちにも格差のない、ゆきとどいた教育が保障されるよう、義務教育費国庫負担制度について意見書を提出していただきますようお願い致します。

格段のご配慮をいただきますようお願い致します。以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 これから紹介議員に対する質疑を行います。

1 2 番 田 口 この後の方の意見書案には少し触れられておりますけれども、その2分の1から3分の1に引き下げられた分について、地方交付税で措置されているというような記述がございます。おそらく、文部科学省などは地方交付税で措置しているからいいんじゃないかというふうな考えではないかと思っておりますけれども、最近の他の自治体のこういったこの請願、義務教育費国庫負担制度に関する意見書にはですね、そういった一般財源化すること自体が国庫負担

制度が揺るぐというようなことで、一般財源化自体が反対なんだと、そういった国庫負担という今の補助制度を維持してくれというふうな意見書を出している自治体も多いようでございます。この意見書案は、もう2分の1に戻してくれという内容の意見書案なんですけれども、そういった一般財源化も良くないと、補助制度を維持してくれよというふうな内容も必要なんじゃないかなというふうな気もするんですけれども、そこらへんについての紹介議員のご見解をお伺いしたいと思います。

1 3 番 森田 今の質疑はですね、これは次のステップの意見書案の文案についてやられたんだろうと思うんですね。今、私が紹介議員として申し述べたのはですね、この国庫負担率の割合を元に戻してくれという意味の請願なんですね。義務教育は国民一人ひとりが平等に教育を受ける権利だということを申し述べておりますので、今のご意見については後刻別の問題として取り上げてもらいたいと思います。

1 4 番 久保田 この文章の中に、日本PTA全国協議会他19の教育団体とありますが、この19の団体の主なものだけでもよろしいですから、どういうものがあるか教えてください。

1 3 番 森田 今の請願書の本文のくだりに、下から8行目にですね、日本PTA全国協議会他19の団体というふうに書いてございまして、その19団体とはどういうものかというご質問だろうと思いますので、実は、この19団体は、当時は19だったんですが、現在は23団体になっておるんです。増えております。ご質問に対してお答えします。冒頭にありますこの日本PTA全国協議会他と書いてありますので、その他はですね、日本教育会全国市町村教育委員会連合会、全国都市教育長協議会、中核都市教育長会、全国町村教育長会、全国連合小学校長会、全日本中学校長会、全国公立小中学校女性校長会、全国特別支援学校長会、全国連合退職校長会、全国高等学校長協会、全国公立学校教頭会、全国特別支援教育推進連盟、全国僻地教育研究連盟、日本連合教育会、全国養護教諭連絡協議会、全国公立小学校学校事務職員研究会、全国学校栄養士協議会、全国教育管理職員団体協議会、日本高等学校教職員組合、全日本教職員連盟、日本教師職員組合、以上でございましてですね、私も紹介議員になる前はですね、こういうふうな請願するのは、一般的に労働組合とか、いろんな職員組合がすると思ってましたが、今ご案内しましたとおり、そういうもの

ではないと、全国の自治体のそういう団体も請願しておるということにご理解
いただきたいと思います。以上です。

議 _____ **長** 他に質疑はありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認めます。これから請願第1号「義務教育費国庫負担
制度の堅持を求める請願」の採決を行います。

お諮りします。請願第1号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願」
を、採択することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって請願第1号「義務教育費国庫負
担制度の堅持を求める請願」は、採択されました。

議 _____ **長** 次に、日程第14、「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。本件については、会議規則第119条の規定によって、お手
元に配布しました別紙のとおり、議員派遣をしたいと思いますが、異議ありま
せんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって「議員派遣の件」は、お手元に
配布しました別紙のとおり、派遣することに決定しました。なお、ただいま決
定しました議員派遣の件で、後日、変更があった場合は議長にご一任願いたい

と思いますが、異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、後日、変更があった場合は議長に一任することに決定を致しました。

議 _____ **長** これで、本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。
お疲れ様でした。